

様式第二号（第31条の4関係）（平22農水経産令5・全改、平30農水経産令2・一部改正）

第 号 商品先物取引法の規定による 立入検査をする職員の身分証明書 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 発行者 印	写 真 押 スタンプ 出
--	---

	注 意 事 項
(裏)	1. この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 2. この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。 3. この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 4. 新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しないこととなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。 5. 官印のないもの及び写真に押出スタンプのないものは無効とする。

(備考) 1. 用紙の大きさは縦8cm×横12cmとする。